

IMO 第 52 回海洋環境保護委員会結果概要

1. 日時：2004 年 10 月 11 日～15 日

2. 出席者：92 カ国・地域、36 機関・団体

3. 概要

(1) バラスト水管理条約関係

同条約の実施のための 13 本のガイドラインが審議された。

特に、バラスト水処理システムと微生物殺滅用薬剤の承認基準は、バラスト水処理システムの実用化を早めるために重要であり、我が国は、積極的に貢献してきたところ、今次会合で原案が作成された。

また、処理システムの型式承認には、船上試験も要求されることとなった。

今後、関連小委員会でさらに検討の上、来年 7 月の次回会合での採択を目指す。

(2) MARPOL 条約附属書 、 、 IBC コード全面改正の採択

今次会合で、海洋汚染防止条約の附属書（油による汚染防止のための規則）、附属書（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）及び IBC コード（国際バルクケミカルコード）の全部改正を採択した。

本改正は、2007 年 1 月 1 日に発効する予定になっている。

今次改正は、度重なる一部改正によってわかりづらくなっている、これらの規則を再整理してわかりやすくすることが主眼であるが、附属書 と IBC コードは有害危険物質の分類を大幅に変えたので、ケミカル輸送について十分な準備が必要である。

なお、IBC コードは、12 月の 79 回海上安全委員会で安全性の観点から、さらに審議し、同委員会でも SOLAS 条約の強制決議として採択する予定である。

(3) シップリサイクル関係

昨年 12 月の総会でシップリサイクルガイドラインが採択されたが、前回の MEPC に引き続いてその実施を促進するための枠組みについて検討された。海運業界がガイドラインの強制化に前向きな対応をとったこと、を背景として、今次会合ではガイドラインの一部強制化を検討することが合意され、作業部会で検討を行った。特に、リサイクルの準備段階、引き渡し段階の通報システムに関心が集まっている。

我が国は、海運の実態に配慮し、実効性のある枠組みの構築に向け積極的に対応している。

なお、我が国で推進しているグリーンパスポート作成支援システムのプレゼンテーショ

ンを行い、多くの理解と賛同を得た。

(4) 船舶からの温室効果ガス放出抑制

前回会合で中国、インド、サウジアラビアがブロックした温室効果ガスの抑制に関する事項については、個々の船舶から放出される温室効果ガスの量を算定する方法について技術的検討を行うことについては合意され、ドイツ、ノルウェー、イギリスによる共同提案をベースに算式を策定し、今後、実船データをとって検証していくこととした(WG 議長は岡村氏)。

(参考)

採択された改正及び新規条約・規則(コード)等

条約・規則等	改正項目	内容等	発効日
MARPOL73/78	附属書	全面見直し (度重なる改正により複雑化した条項の整理)	2007.1.1
	附属書	汚染分類の見直しに併せた全面改正 (汚染分類5分類から4分類に変更に伴う改正)	2007.1.1
改正 IBC コード	-	危険・毒性評価の見直しに併せた全面改正 (物質の危険・毒性評価の見直しに伴う船型要件・特別要件の改正)	2007.1.1